

## 令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚仁福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年10月30日、31日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・前年度指摘事項については、早急に改善を行うこと。

指摘事項	是正・改善状況
<p>1 評議員会を続けて2回欠席している評議員があった。                  ついては、評議員会の開催に当たり、評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないよう、今後、欠席の続く場合は適切な者への改選を検討すること。                  (審査基準第3の1(3))</p>	<p>日程調整において、出席者多数となる日に設定した結果、2回続けて欠席になった者がいた。                  なお、体調不良による欠席が続くようなことがあれば、次の改選時に検討をする。</p>
<p>2 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。                  ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。                  (法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>次回、監事選任時には、在任する監事の同意書を得る。又は、理事会の議事録に同意の事実を記載する。</p>
<p>3 法人の会計業務について、理事が代表を務める税理士事務所と業務委託契約を締結しているが、当該委託契約は当該理事との利益相反取引になるにもかかわらず、当該委託契約につき理事会で所要の承認を受けていなかったため、昨年度、文書指摘したところである。                  当該利益相反取引に係る理事会の承認の状況について、議事録を確認したところ、利害関係を有する理事が利益相反取引の議決に参加していたのか、参加していなかったのか、議事録では確認できなかった。                  ついては、利害関係を有する理事は利益相</p>	<p>法人と理事との間で利益相反取引に該当する取引、契約等の議案について理事会の承認を受けるにあたっては、利害関係を有する理事は議決には参加しないこととする。                  また、利害関係を有する理事は議事に参加していない旨を議事録に記載する。</p>

指摘事項		是正・改善状況																								
	<p>反取引の議決に参加できないことに留意するとともに、当該議決に参加していないのであれば、議決に参加していない旨を議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>(法第 27 条)</p> <p>(法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条)</p>																									
4	<p>その他積立金（施設整備積立金等）は、将来の特定の目的の費用または損失に備えるため、理事会の決議に基づき、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額からその他の積立金（純資産）として積み立てることができるものである。</p> <p>しかしながら、法人の議事録を確認したところ、修繕費積立金取崩しの補償のために借入金を行うこととして理事会の承認を受けていた。</p> <p>については、社会福祉法人会計基準、関係通知に基づき適正に積立を行うこと。</p> <p>また、その積立金の積立、取り崩し等を行うにあつては、理事会の承認が必要であるが、法人の経理規程では、評議員の承認を得ることとなっており、規程に齟齬が生じている。</p> <p>併せて、経理規程の見直しをすること。</p> <p>(会計省令第 6 条第 3 項) (運用上の取扱い 19)</p> <p>(留意事項 19) (経理規程第 39 条第 2 項)</p>	<p>今後、積立金の積立、取り崩し等を行うにあつては、理事会の決議に基づき社会福祉法人会計基準、関係通知に従って適正に積立を行うこととする。</p> <p>なお、経理規程は改正した。</p>																								
5	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算計上されていない科目が決算において計上されているものがあつた。社会福祉法人の主な収入は公的資金であり、対外的に収支及び支出の予算規模を明確にするために予算の策定が義務付けられている。</p> <p>(例) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>勘定科目</th> <th>予算</th> <th>決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江 美 の郷</td> <td>介護負担金収入 (公費)</td> <td>0</td> <td>2,152,904</td> </tr> <tr> <td>江 美 の郷</td> <td>その他の事業収 入</td> <td>0</td> <td>3,349,471</td> </tr> <tr> <td>江 美 の郷</td> <td>施設整備等補助 金収入</td> <td>0</td> <td>3,440,000</td> </tr> <tr> <td>あ や め</td> <td>雑収入</td> <td>0</td> <td>2,291,532</td> </tr> <tr> <td>あ や め</td> <td>補助金事業収 入</td> <td>0</td> <td>1,782,311</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	勘定科目	予算	決算	江 美 の郷	介護負担金収入 (公費)	0	2,152,904	江 美 の郷	その他の事業収 入	0	3,349,471	江 美 の郷	施設整備等補助 金収入	0	3,440,000	あ や め	雑収入	0	2,291,532	あ や め	補助金事業収 入	0	1,782,311	<p>年度中途に当初予算に変更が必要な場合は、補正予算を調製する。</p> <p>なお、軽微な乖離の範囲について経理規程を改正した。</p>
拠点	勘定科目	予算	決算																							
江 美 の郷	介護負担金収入 (公費)	0	2,152,904																							
江 美 の郷	その他の事業収 入	0	3,349,471																							
江 美 の郷	施設整備等補助 金収入	0	3,440,000																							
あ や め	雑収入	0	2,291,532																							
あ や め	補助金事業収 入	0	1,782,311																							

	指摘事項	是正・改善状況																									
	<p>については、予算は事業の適正な執行、円滑な事業運営に当たり、収支の合理的規制を担保するための重要な役割を担っているため、形骸化することのないよう適切に予算編成を行い、資金管理を行うこと。</p> <p>なお、年度中途に当初予算に変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規定や予算等において定めておくのが望ましい。</p> <p>当該指摘は、前回に同様の趣旨の文書指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項 2 (2)) (定款第 31 条) (経理規程第 21 条)</p>																										
6	<p>以下のリース資産について、不備があった。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="316 976 890 1449"> <thead> <tr> <th>名称等</th> <th>取得年月日</th> <th>償却月数</th> <th>リース価格(取得価格)</th> <th>期末帳簿価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全自動洗濯機及び乾燥機</td> <td>R4. 5. 24</td> <td>84</td> <td>5, 220, 600</td> <td>3, 045, 350</td> </tr> <tr> <td>②PC 機器 51 台</td> <td>R7. 2. 1</td> <td>60</td> <td>9, 847, 200</td> <td>未計上</td> </tr> <tr> <td>③公用車</td> <td>R5. 4. 13</td> <td>60</td> <td>4, 536, 000</td> <td>未計上</td> </tr> <tr> <td>④洗濯機</td> <td>R4. 6. 30</td> <td>84</td> <td>4, 746, 000</td> <td>未計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 少なくとも②～④のリース資産が貸借対照表に計上されていなかった。</p> <p>については、これら以外にも固定資産管理台帳に計上すべきリース資産がないか再点検すること。</p> <p>(2) 貸借対照表について、1 年以内返済予定リース債務があるにもかかわらず計上されていなかった。</p> <p>については、リース債務は、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内に支払の期限が到来するものは、流動負債に計上すること。</p> <p>(3) 有形リース資産について、取得価額の計上額はリース料総額から利息相当額</p>	名称等	取得年月日	償却月数	リース価格(取得価格)	期末帳簿価格	①全自動洗濯機及び乾燥機	R4. 5. 24	84	5, 220, 600	3, 045, 350	②PC 機器 51 台	R7. 2. 1	60	9, 847, 200	未計上	③公用車	R5. 4. 13	60	4, 536, 000	未計上	④洗濯機	R4. 6. 30	84	4, 746, 000	未計上	<p>(1) ②～④のリース資産については、令和 8 年 3 月決算においてリース資産として貸借対照表に計上するよう訂正を行う。</p> <p>(2) ①に関する 1 年以内リース債務については、令和 7 年 3 月期において計上を行っている。②～④については、令和 8 年 3 月期において適正に計上を行う。</p> <p>(3) 令和 8 年 3 月期決算において、利息相当額を適正に計上する。リース資産管理台帳においても利息金額を考慮した金額を適正に計上する。</p>
名称等	取得年月日	償却月数	リース価格(取得価格)	期末帳簿価格																							
①全自動洗濯機及び乾燥機	R4. 5. 24	84	5, 220, 600	3, 045, 350																							
②PC 機器 51 台	R7. 2. 1	60	9, 847, 200	未計上																							
③公用車	R5. 4. 13	60	4, 536, 000	未計上																							
④洗濯機	R4. 6. 30	84	4, 746, 000	未計上																							

	指摘事項	是正・改善状況																								
	<p>を控除する必要があるにもかかわらず、利息相当額が控除されていなかった。</p> <p>また、リース資産管理台帳においても、利息以外の額と利息相当額とが区分して記載されていなかった。</p> <p>については、リース資産の会計処理に当たり、経理規程に基づき利息相当額は費用計上するとともに、リース資産管理台帳において、適正にリース料の管理を行うこと。</p> <p>なお、(2)、(3)の指摘は、前回指摘事項であるので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第25条)(経理規程第12条第4項、第49条第1項)(運用上の取扱い6、8)</p>																									
7	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>資金収支計算書と附属明細書(引当金明細書、積立金・積立資産明細書)が以下のとおり一致していなかった。</p> <p>(1)退職給付に係る事項 (江美の郷拠点区分)</p> <p>資金収支計算書</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当資産取崩収入</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当資産支出</td> <td>240,482円</td> </tr> </table> <p>積立金・積立資産明細書(退職給付引当資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>当期増加額</td> <td>206,552円</td> </tr> <tr> <td>当期減少額</td> <td>149,636円</td> </tr> </table> <p>引当金明細書(退職給付引当金)</p> <table border="0"> <tr> <td>当期増加額</td> <td>153,140円</td> </tr> <tr> <td>当期減少額(目的使用)</td> <td>96,224円</td> </tr> </table> <p>(障がい者事業拠点区分)</p> <p>資金収支計算書</p> <table border="0"> <tr> <td>退職給付引当資産取崩収入</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当資産支出</td> <td>6,674円</td> </tr> </table> <p>積立金・積立資産明細書(退職給付引当資産)</p> <table border="0"> <tr> <td>当期増加額</td> <td>6,674円</td> </tr> <tr> <td>当期減少額</td> <td>3,033円</td> </tr> </table> <p>引当金明細書(退職給付引当金)</p> <table border="0"> <tr> <td>当期増加額</td> <td>3,641円</td> </tr> <tr> <td>当期減少額(目的使用)</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>(江美の郷(公益)拠点区分)</p>	退職給付引当資産取崩収入	0円	退職給付引当資産支出	240,482円	当期増加額	206,552円	当期減少額	149,636円	当期増加額	153,140円	当期減少額(目的使用)	96,224円	退職給付引当資産取崩収入	0円	退職給付引当資産支出	6,674円	当期増加額	6,674円	当期減少額	3,033円	当期増加額	3,641円	当期減少額(目的使用)	0円	<p>退職給付引当資産および退職給付引当金については、前年度決算において適正な金額が計上されていなかったため訂正の仕訳を計上したが、結果として各附属明細書との整合性が図られていなかったと考えられる。</p> <p>修繕積立資産については、利息について附属明細書との整合性が取れていなかったと考えられる。</p> <p>補助金事業等収益明細書および事業区分間および拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書についても、法人の実態に応じた正しい記載ができていなかったと考えられる。</p> <p>令和8年3月期以降の決算においては、資金収支計算書等の決算書類と、附属明細書との整合性を図るよう適正に計上する。</p>
退職給付引当資産取崩収入	0円																									
退職給付引当資産支出	240,482円																									
当期増加額	206,552円																									
当期減少額	149,636円																									
当期増加額	153,140円																									
当期減少額(目的使用)	96,224円																									
退職給付引当資産取崩収入	0円																									
退職給付引当資産支出	6,674円																									
当期増加額	6,674円																									
当期減少額	3,033円																									
当期増加額	3,641円																									
当期減少額(目的使用)	0円																									

指摘事項	是正・改善状況
<p>資金収支計算書  退職給付引当資産取崩収入 0 円  退職給付引当資産支出 5,425 円  積立金・積立資産明細書（退職給付引当資産）  当期増加額 68,570 円  当期減少額 41,452 円  引当金明細書（退職給付引当金）  当期増加額 68,570 円  当期減少額（目的使用） 41,452 円</p>	
<p>（あやめ拠点区分）  資金収支計算書  退職給付引当資産取崩収入 0 円  退職給付引当資産支出 0 円  積立金・積立資産明細書（退職給付引当資産）  当期増加額 44,183 円  当期減少額 185,116 円  引当金明細書（退職給付引当金）  当期増加額 44,183 円  当期減少額（目的使用） 185,116 円</p>	
<p>（2）修繕積立に係る事項  （江美の郷拠点区分）  資金収支計算書  修繕積立資産取崩収入 15,000,000 円  修繕積立資産支出 0 円  事業活動計算書  修繕積立金取崩額 15,000,000 円  修繕積立金積立額 0 円  積立金・積立資産明細書（退職給付引当資産）  修繕積立金  当期増加額 0 円  当期減少額 15,000,000 円  修繕積立資産  当期増加額 9,668 円  当期減少額 15,009,668 円</p>	
<p>（3）補助金事業等収益明細書について、交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳の介護区分小計が拠点区分事業活動計算書と一致していない拠点区分があった。  （江美の郷拠点区分）  拠点区分事業活動計算書 3,274,860 円  補助金事業等収益明細書 3,984,860 円</p>	

	指摘事項	是正・改善状況
	<p>(江美の郷(公益)拠点区分)            拠点区分事業活動計算書 710,000円            補助金事業等収益明細書 0円</p> <p>(4) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書について、社会福祉事業から公益事業への事業区分間貸付金が貸借対照表内訳表と一致していなかった。            貸借対照表内訳表 129,951,894円            事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 133,951,894円            ついては、計算書類の附属明細書の作成は、様式に従って適切に作成するとともに、計算書類、関係諸帳簿等との整合性を図ること。            (運用上の取扱い26(2))</p>	
8	<p>計算書類に対する注記(拠点区分用)について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>(1) 「9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高について」、次のような不備があった。</p> <p>① 江美の郷(公益)拠点区分用について、拠点区分貸借対照表に事業未収金2,648,060円が計上されているにもかかわらず、「該当なし」と記載されていた。</p> <p>② あやめ拠点区分用について、拠点区分貸借対照表に長期貸付金3,500,000円が計上されているにもかかわらず、記載漏れになっていた。</p> <p>(2) 退職給付制度が2種類あるにもかかわらず、「法人で採用する退職給付制度」を独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度のみとしていた。</p> <p>については、計算書類に対する注記について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、(2)は、昨年度同様の指摘しており、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。併せて「法人で採用する退職給付制度」には、貸借対照表に計上している退職給付引当金の算定根拠となっているため、採用している制度を適切に記載すること。</p> <p>(会計省令第7条の2、第29条)(運用上の取扱い25)</p>	<p>令和8年3月期以降の決算において、当期末残高が計上されているものについては、適正に注記に記載するよう改善する。</p> <p>退職給付制度に関する注記について、令和8年3月期以降の決算において職員の採用状況に応じて適正に退職給付制度を記載するよう改善する。</p>

指摘事項		是正・改善状況
	(留意事項3)(経理規程第4条、第6条第4項)	
9	<p>経理規程について、以下の不備があった。</p> <p>(1) 拠点区分ごとに作成しなければならない計算書類が経理規程第4条第2項に規定されていなかった。</p> <p>(2) 経理規程第4条第3項②ウについて、拠点区分資金収支明細書とすべきところ「収支」の記載が漏れていた。</p> <p>(3) 経理規程第6条第4項第2号の①江美の郷拠点区分について、居住支援法人サービス区分が規定されていなかった。</p> <p>については、会計省令や全国社会福祉施設経営者協議会が示している社会福祉法人モデル経理規程を参考に規定の整備を行うこと。</p> <p>なお、当該指摘は、昨年度指摘しているもので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第7条の2)(留意事項3)</p>	<p>以下のとおり、経理規程を見直して追加、変更を行った。</p> <p>経理規程第4条第2項 キ、ク、ケ 追加</p> <p>経理規程第4条第3項②ウ 変更</p> <p>経理規程第6条第4項第2号 (2)①イ 追加</p> <p>経理規程第12条(2)ヌ 変更</p>